

八幡平市教育委員会会議録

平成30年11月13日（木）

八幡平市教育委員会

平成 30 年度八幡平市教育委員会 11 月定例会会議録

1. 開催日時

平成 30 年 11 月 13 日（木）午後 4 時 30 分から午後 5 時 17 分

2. 場所

八幡平市役所 大会議室

3. 出席者

教 育 長	星	俊 也
委 員	宮 野	朋 士
委 員	高 橋	優 子
委 員	伊 藤	政 行

4. 欠席者

委 員	羽 沢	憲 英
-----	-----	-----

5. 説明等のため出席した職員

教育総務課長兼給食センター所長兼図書館長	工 藤 久 志
教育指導課長兼教育研究所長	川 村 憲 弘
教育総務課長補佐兼総務係長兼文化財係長兼給食センター副所長兼博物館副館長	小山田 美恵子（事務局）

6. 傍聴者

なし

7. 教育長あいさつ要旨

10 月定例会後の主な行事等について報告

- 1) 西根第一中学校の学校公開研究会、避難所運営実習なども盛り込まれ、生徒たちが自主的に取り組んでいた。
- 2) 第 21 回少年少女の詩「江間章子賞」表彰式。受賞された子ども達の晴れやかな表情が良かった。
- 3) B & G 財団の全国教育長会議に出席。防災教育がテーマで南千住第二中学校が実践発表、この学校にはレスキュー部という部があり、荒川区の全部の学校に防災部が設定されている。これから起こりうる様々な事にこうして備えている事を勉強した。
- 4) 安比高原スキー場のリフト券贈呈式。県内全ての小学校の児童、5 万 9 千人分に無料リフト券を贈呈。昨日は八幡平に住む小学生の分約 1 千人分を頂戴した。

8. 報告事項の要旨

(教育総務課)

- ・市内小中学校のエアコン設置に係る補正予算案上程について
- ・学校給食への食材供給組合から地産地消利用の意見要望について
- ・学校給食摂取基準の新聞報道について

(教育指導課)

- ・西根第一中学校学校公開研究の様子について

10月26日郷土の未来を支える生徒の育成という研究主題で、復興教育に視点を置いた学校公開が行なわれた。授業・生徒による避難所運営実習を公開。自分たちの故郷、地域を大切に思う事、自分の事として自ら考え行動する事など大切な事を学び身につけている生徒の様子が見られた。

- ・松尾中学校・西根中学校・平笠小学校の2回目の学校訪問様子について

9. 報告事項についての質疑

なし

10. 議事

議案第1号 八幡平市教育委員会教育長職務代理者の指名について

議案第2号 議席の指定について

議案第3号 「八幡平市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び八幡平市行政組織条例の一部を改正する条例(案)」に係る意見聴取について

議案第4号 八幡平市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する等の規則について

議案第5号 八幡平市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

11. 議事の概要

○星教育長

付議する事件 議案第1号「八幡平市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○工藤教育総務課長

(資料に基づき説明)

○星教育長

議案第1号について説明がありました。それでは指名ということで、昨年11月の定例会において、教育長職務代理者は1年交代で申し合わせていると、引継ぎを受けておりますので本日は欠席しておりますけれども、羽沢委員さんをお願いしたいと思いますと思いますが、宜しいでしょうか。

(委員から「はい」の声あり)

ありがとうございます。

議案第1号「八幡平市教育委員会教育長職務代理者の指名について」をただいま提案した原案のとおりにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり議決されました。

○星教育長

続きまして、議案第2号「議席の指定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○工藤教育総務課長

（資料に基づき説明）

○星教育長

議案第2号について説明ありましたので、私から議席を指定いたします。これまでの慣例にならってということですが、職務代理者であります羽沢委員、羽沢職務代理者を筆頭に宮野委員、高橋委員、伊藤委員という順に議席を指定したいと存じますが、このとおりでよろしいでしょうか

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第2号について異議なしと認めそのとおり議決させていただきます。

○星教育長

議案第3号「八幡平市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び八幡平市行政組織条例の一部を改正する条例（案）」に係る意見聴取について、を事務局より説明をお願いします

○工藤教育総務課長

（資料に基づき説明）

○星教育長

はい。ありがとうございました。ただいま議案第3号について説明ありました。ただいまの説明に関しまして質問等ございましたらご発言ください。

（委員から「なし」の声）

○星教育長

教育委員会から市長部局に変えて行くということは、狙いというのはどのようなことなんでしょうか。

○工藤教育総務課長

市長部局への移管の趣旨は、文化財の保護について、地域振興と一体化してコミュニティ的なものに文化財を活用する。活用に重点が置かれると、観光ともタイアップしていくことができる。文化財の保護・継承が今危機に及んでいるような、例えば無形文化財とかそういった物も、地域振興に合わせて盛り上げ、そのことで保存活動に繋がると一層取り組みがしやすくなる。今まで文化財の保護は教育委員会でやってるけど、それを発表する場になると地域振興課、そういう縦割りだったところが、フラットになると。保存と活用というのは伝統芸能発表とか観光・振興の面で使うといった所がすごく連携が図られるということが狙いです。

○星教育長

はい。その他質問よろしいでしょうか。

○伊藤委員

その地域の財産というか、文化遺産というかそれを協議会だけで運営していくのは無理があるから、全体としてやっていくと。

○工藤教育総務課長

文化財指定にまだ至っていないような物もすごく地域には存在するので、そういった所も立て看板一つ取ってもですね、地域振興協議会が主体となって建てている状況もあります。したがって、指定文化財だから教育委員会が建ててるとか、そういった垣根もなくなる部分も色々あります。

○宮野委員

色々あるでしょう。例えば平笠の田植え踊りが、教育委員会にあるよりも地域振興課にあった方が良いでしょう、というの当たり前。って感じかな。ですよ。

○星教育長

地域全体でそれを大事にフォローしてやる。

○伊藤委員

ある意味教育委員会となると、学校に頼るっていうかそっちに依存してきた訳ですけど、やっぱり実際にそれを育ててきたっていうか見て来たのは地域なんで、その所風通し良くしてあげるとか、コミセンとか中心にやって行ったほうがやり易いんじゃないか。

○工藤教育総務課長

文化財保護事務の首長部局への移管で留意する点として、例えば、政治的な形で、開発行為的なものを進める際に保護がなおざりにされる。そこは中立性を持ちなさいという点が挙げられています。一方では、これから市長部局に行くとそういった文化財活用計画を作って、これから鹿角街道の関係、或いは漆文化を流域で連携し、今度二戸市と組んだ形で日本遺産登録を目指すという方向性もあります。そういった形で連携しながら活用計画を作れば、色んな補助ツールも使える、そうしたメリットが出てきます。

○星教育長

はい。了解しました。その他質問よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

それでは、質疑を終結致します。お諮りいたします。議案第3号「八幡平市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条約及び八幡平市行政組織条例の一部を改正する条例(案)」に係る意見聴取について、当委員会として承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。ありがとうございました

○星教育長

続きまして、議案第4号「八幡平市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則について」を事務局から説明をお願いします。

○工藤教育総務課長

(資料に基づき説明)

○星教育長

議案第4号について説明がありました。ただいまの説明に関しまして質問等ございましたらご発言下さい。宜しいでしょうか。

(委員から「はい」の声)

先程との関連ということで質疑を終結致します。ではお諮り致します。議案第4号「八幡平市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則について」を議案のとおり議決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり議決されました。ありがとうございました。

○星教育長

それでは続きまして、議案第5号「八幡平市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局から説明お願い致します。

○工藤教育総務課長

(資料に基づき説明)

○星教育長

議案第5号について説明がありました。ただいまの説明に関してご質問等ございましたら、ご発言お願い致します。

(委員から「なし」の声)

それでは質疑を終結致します。お諮り致します、議案第5号「八幡平市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議案のとおり議決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり議決されました。ありがとうございました。

○星教育長

それでは5. その他に入ります。事務局から何かありますか。

○工藤教育総務課長

それでは皆さんにお配りしておりますが、いよいよ31年度の教職員の定期人事異動が始まりました。県教委から示されております人事異動方針、あるいは人事異動実施要領をお手元に配付しております。この内容については、ほとんど変わっておりません、人事異動方針につきましても2ページ3ページにいよいよ県が31年度から岩手県の次期総合計画の初年度という旨、或いは(仮称)岩手県教育振興計画に掲げる主要施策の積極的な推進と的確な対応を行うという部分が変わっているところで、ほかの事項については従来と変わっておりません。多分もう皆さまも毎年ご覧になっているので承知かなと思って、あえて事前配布はしておらなかったところがございますが、人事異動の実施要領につきましても本来と同じでございます。

異動の方針についても初任3年以上、同一校6年以上、同一管内18年以上が基本対象となり、あと管内の特別ルールとしてのルールも今までどおりです。安代についてはD・E・Fブロック扱いになるというのも盛岡管内としては同じ扱

いになるものでございます。最近では再任用の方が段々毎年増えてきておりますので、再任用に関する部分は最終ページなのですが別紙となっている部分が、毎年これから、定年延長が示される平成 33 年度以降になるとまたちょっと方針が変わってくるかと思えます。それまでの間は 30・31・32 年度までは再任用教職員については年金支給までの年数は再任用として更新していくという方針が示されているものでございます。これまでフルタイム、常時勤務あるいは週 29 時間これが短時間勤務であります、この 2 形態でもって任用して行く方針が示されているものでございます。

今丁度教職員の方々が人事異動調書を作成しておるところでございます。大体 11 月 22 日をもって校長先生に各自、人事異動調書を提出し、それを受けて先程人事計画にありました、教育長面談を受けて事務所とのヒアリングを受けて、いよいよ年明けから人事調整、という形に例年通りの作業に入って行く、その前提となるものでございますので、その内容をご承知頂ければと思います。

○星教育長

はい。定期人事異動方針等について説明がありました。委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

それでは特に無いようですので、これを持ちまして、八幡平市教育委員会定例会について閉じさせていただきます。お疲れさまでした。